

昭和四十七年総理府令第六十号

恩給法等の一部を改正する法律附則第十六条及び第十八条の規定に基づく裁定庁に対する申出に関する総理府令

恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第八十号）の施行に伴い、同法附則第十六条及び第十八条の規定に基づく裁定庁に対する申出に関する総理府令を次のように定める。

恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第八十号）附則第十六条及び第十八条の規定による申出の様式は、別記のとおりとする。

附則

この府令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

別記

様式第一

別記
様式第一

在職年の通算を希望しない旨の申立書

氏名	フリガナ	年 月 日生
証書記号番号		証書の日付
通算を希望しない在職年に關する事項		
現職職員の政府職員となつた年月日ならびに その当時の勤務所名および職名		
現職職員の政府職員の退職年月日		

恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第八十号）附則第十六条の規定により、右の在職年の通算を希望しない旨を申し立てます。

昭和 年 月 日

公務員との身分関係

本 所
現 住

氏 名

総理府恩給局長 殿

様式第二

様式第二

在職年の通算を希望する旨の申立書

- 一 証書記号番号
- 一 証書の日付

恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第八十号）附則第十八条の規定により、右の恩給に係る現職職員の政府職員を退職したものとなされた日後の在職年の通算を希望する旨を申し立てます。

昭和 年 月 日

公務員との身分関係

本 所
現 住

氏 名

総理府恩給局長 殿